

長崎市公正入札調査委員会設置要領

(設置)

第1条 建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、長崎市公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(調査審議事項)

第2条 調査委員会においては、建設工事等について入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(構成)

第3条 調査委員会は、理財部長を委員長とし、契約監察監及び契約検査課長並びに入札談合に関する情報に係る建設工事等を所掌する部局の部長（総合事務所長を含む。）、部局を総括する課の長及び事業担当課（室）の長をもって構成するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

(会議)

第4条 調査委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

(事務局)

第5条 調査委員会の事務局は、理財部契約検査課に置くものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めのあるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成7年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。